

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

組織体制の見直し

- ・当法人の見直しの方向性である(財)愛媛県水産振興基金との「統合」については、昨年度の2次評価において、今後、理事会等で改めて検討を行い、その検討結果に合わせて「統合」に向けての工程表を早急に作成するなど、法人及び所管課の意見を明確にするよう求めていたところである。
- ・この統合については、それぞれの法人の設立の経緯や関係する漁業者の認識に違いがあるほか、公益法人制度改革への対応といった要因も課題となっていることから、理事会において現状を説明し、今後は、(財)愛媛県水産振興基金の意向も踏まえたうえで統合にかかる課題や問題点を整理しながら検討していきたいとしている。
- ・昨年度2次評価で述べたとおり、当部会としては、本県水産業の一体的な振興や管理費等の節減に伴う効率的な組織運営を図るためにも、早期の統合が必要であると考えている。

経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、基本財産の運用収入により種苗放流事業を実施しているが、改革実施計画の平成20年度目標値(2.40%)を上回る運用利率5.10%を達成(収入実績113,353千円)したことなどにより、平成20年度当期正味財産増減額は74,333千円の増加となっている。
- ・基本財産の運用については、目標を上回る収入を確保しているものの、これは、前年度に引き続き短期間で国債等の買替えを行ったことによるものであり、収入が得られるといったメリットがある反面、短期間での買替えにはリスクを伴うことに十分留意して行う必要がある。
- ・種苗放流は事業費ベース(H18年度25,488千円 H19年度36,180千円 H20年度39,437千円)で年々増加しており、当法人の設立目的である本県漁業の安定的な発展に寄与していることは評価できる。(種苗放流数 H18年度:6種、1,138千尾 H19年度:6種、1,229千尾 H20年度:6種、1,308千尾)
- ・種苗放流の効果測定等については、県が中心となって行っており、その測定結果に基づき種苗放流事業を実施しているが、引き続き当法人は県をはじめとする関係機関と連携し、放流の経済効果等の検証を行いながら、効果的な種苗放流事業の実施に努める必要がある。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、統合した後に公益財団法人へ移行する方向である。統合後、その事業年度内は移行申請ができないため、平成24年度中の移行申請を予定しているが、県公益法人担当課等のサポートを積極的に受け、円滑な移行ができるよう準備作業に取り掛かっていただきたい。
- ・なお、新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、統合時の理事等役員の人選には十分留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・出資法人改革プランで示した(財)愛媛県水産振興基金との「統合」については、新公益法人制度への移行申請の期限が平成25年11月末であることを考えると、早急に統合作業に取り掛かる必要があることから、統合や新制度移行の事務手続きについて、県公益法人担当課等のサポートを受けると共に、できるだけ早く両法人の協議の場を設け、その協議結果を提示すること。